

琉球における「家礼」の思想

—『四本堂家礼』を中心として—

鄧 陳 靈

はじめに

周知のように、朱子学は十三世紀に「国学」として認められ、明成祖が永樂十三（一四一五）年に『御序四書五經大全』を公布して以来、数百年に渡って中国の科挙制度の教科書となつた。かくして朱子学は明清時代の中国において盛行し、さらに中国との交流とともに、東アジアに大きな影響を及ぼしたのである。⁽¹⁾

「家礼」という冠婚葬祭の礼法はこれらにほとんど影響を及ぼさなかつたといわれる。⁽²⁾しかしながら、その一方、日本と違う歴史を辿った琉球は朱子学を受容すると同時に『朱子家礼』の思想も取り入れ、乾隆元（一七三六）年に蔡文溥の『四本堂家礼』が、光緒年間に鄭為基の『嘉德堂規模帳』がそれぞれ作成された。

沖縄は大量の文物や書物を戦火で失つたけれども、『四本堂家礼』と『嘉德堂規模帳』は、その戦火を生き延びた貴重な資料である。両者はともに自分の家族の日常生活や冠婚葬祭の礼の儀式について詳しく記載したものである。特に、『四本堂家礼』は久米村人やおそらく全琉球の士族や地方役人、有力者の間に広がり、それとともに中国の儒学思想も琉球社会に深く浸透したと考えられる。本稿は琉球が中国文化を普及していた⁽³⁾。しかし、朱子学を始めとする儒学の中でも、

を如何に受容し変容させたのかという課題の下で、「家礼」思想の琉球への伝播を一つの事例として注目する。『四本堂家礼』の分析を通じて、新たな視点から琉球における中国文化の受容と変容を具体的に解明してゆきたい。

『四本堂家礼』についての研究は代表的なものとしては小川徹、窪徳忠、平敷令治の諸氏の論述がある。

小川徹氏は、近世琉球における民俗祭祀の体系に着目し、『四本堂家礼』の「年中諸礼式」にあらわれる清明祭を分析する。清明祭は元々中国の祖先祭祀の一つだが、久米村で最初に行われ、そのほぼ四十年後（一七六八年）には琉球の王室でも実施された。このような清明祭に代表される中国的な観念と習慣は、久米村士族を通じて琉球に広く普及した。特に祖先の靈前での祭祀を重視することは蔡文溥の『四本堂家礼』によって一段と加重されたと指摘されている⁽⁵⁾。

窪徳忠氏は民俗学の見地に立って、『四本堂家礼』に基づいて沖縄地方の習俗・行事・信仰・諸礼など複合した文化の諸相を比較分析し、中国文化の変容の内容と伝播の経路を考察する上で『四本堂家礼』が重要な価値と意義を有しているとした⁽⁶⁾。

平敷令治氏は、祖先祭祀の視点から、沖縄における葬制、

墓制、年忌、位牌、一門祭祀、靈魂觀、シャーマニズム、他界觀を分析し、並びにその慣行から近世琉球の祖先祭祀の制度を解明している。その過程で沖縄における葬礼、祭祀などの慣行と『四本堂家礼』にみえる葬礼及びその服制、祭祀、位牌などの記述とを対照し、分析している⁽⁷⁾。

しかし、現在までの研究は『四本堂家礼』が多くの部分で『朱子家礼』に依拠して編纂されたものであり、儒家思想の伝播に大きな役割を果たしていたという側面を強調しているが、その具体像の把握にはなお不十分な面を残している。例えば、小川徹氏は、蔡文溥の学んできた中国思想が『四本堂家礼』とどのように関連しているか、中国的な祭祀をどのように参照したかについては言及していない。窪徳忠氏は、『四本堂家礼』の「家礼見合」や「家礼ニ相見得」など十カ所の記述における『朱子家礼』の影響を指摘し、「紫微鑑鑑」「敬惜字紙」などの例に基づいて中国の習慣と沖縄の実情を比較するが、個別的な事例に止まつており、『四本堂家礼』全体への視点は余りみられない。平敷令治氏は祖先祭祀の制度を詳しく分析するが、本人が指摘するように『朱子家礼』との比較は一部に止まっている。

上述したような「琉球における中国文化の受容と変容」と

いう課題を解明するために、本稿は具体的に、まず『四本堂家礼』編纂の背景を考察する。ついで『四本堂家礼』と『朱子家礼』の構成を比較して、更に位牌制度を題材として両者の関連性を明らかにしたい。

一、『四本堂家礼』編纂の歴史的背景

本章では、まず『四本堂家礼』編纂の背景を考察しておく。周知のように、琉球は明朝の洪武五（一三七）年に中国と正式に国交を樹立し、冊封体制下の朝貢貿易において、その地理的位置を生かして中国沿海・日本・朝鮮及び東南アジア諸国を結ぶ中継貿易を営み、未曾有の繁栄時代を築いた。^⑧さて、琉球と海を隔てる中国の福建省は、明清時代において琉球国の朝貢使・貿易・留学の中継地であった^⑨。長年海上活動に携わっていた福建省の民衆が、十四世紀末ごろから十五世紀初めにかけて、相当数琉球に定住したことはおそらく事実であつたろう^⑩。海外進出を通じて漸次琉球に定住した移民は、次第に「閩人三十六姓」と呼ばれる久米村の華人社会を形成した。彼らは優れた航海技術や通訳・外交能力などを有し、対外関係の実務に欠かせない専門的な技術集団として

琉球王府に重用され、東アジア社会を結ぶ中継貿易を展開することにおいて重要な役割を果たした。^⑪

また一方で、琉球は中国との朝貢関係を円滑に進めるため、王族や高官の子弟を中国の最高学府である国子監へ留学生として派遣し^⑫、冠服・儀礼・暦などの中国文化を積極的に導入していた^⑬。「官生制度」の形成に従って、多くの琉球の人々（特に久米村人）が「書を読み礼を習う」ことを目的として中国へ渡航し、あるいは公務のため福州の琉球館（柔遠駅）で滞在するようになつた。その過程で、儒学・風水・医学など専門知識を学ぶ「勤学」というケースが多く見られるようになった。彼らは帰国した後、政治の補佐・進貢の処理・漢学の伝授などの仕事に従事し、中国文明の伝播と琉球国の発展と進歩にとって重要な役割を果たしてきた^⑭。

十六世紀後半になると、琉球の中継貿易は衰退して、久米村の華人の勢力も小さくなつた。しかし、一六〇九年に薩摩が琉球を征服すると（慶長の役）、中国との貿易による巨額の利潤の獲得をめざして、度々琉球王府に對して明、ついで清と朝貢を続行するように指示した。また一方、琉球王府も国内の政治体制の改革に乗り出すと同時に、朝貢貿易に従事させるため久米村の再編に着手した。特に十七世紀後半の琉

球は宰相向象賢の政治改革によって権力機構を再編し王府財政を再建した。その後十八世紀前半には蔡温が王国再興を推進し、琉球史の上での第二の黄金時代を築いた。⁽¹⁷⁾ 十七世紀後半から十八世紀前半にかけては、ちょうど中国の康熙・乾隆の盛世にあたり、同時に琉球と中国の交通が最も盛んな時期であった。久米村の華人は十六世紀末には数家しか残っておらず、朝貢に必要な技術も低下していた。しかし王府は十七世紀半ばまでには琉球に漂着した中国人や中国語に堪能な琉球人、さらには倭寇によつて日本に拉致され九州に居住していった中国人をも久米村籍に入れて再編した。ここで再編された久米村はもはや一般的な華人社会ではなく、人為的・政治的に築かれた集団であったといえよう。久米村の土族は急速に中国文化を学んで次第に勢力を盛り返し、琉球の「中国化」への志向もまた急速に強まつた。

久米村では、一六七九年に「孔子廟」が完成し、毎年春秋二回積奠の儀礼を行つた。一七〇五年に程順則が明の太祖の聖諭を解説した『六諭衍義』を再版した。これは琉球に広く伝播し、さらに薩摩を経て將軍吉宗に献上され、江戸時代後期の日本の民衆教育に大きな影響を与えたという。⁽¹⁸⁾ 十七世紀半ば頃には当時渡来した中国人を教師に迎えて儒学教育がス

タートした。このほか、中国に留学したことがある鄭廻・蔡文溥・蔡温などが教師に任命され、彼らもまた儒学の教育活動を開催した。⁽¹⁹⁾ 一七八八年、孔子廟境内に「明倫堂」が創設され、官話・經書などを教授した。一七二五年、首里王府の評定所は中国的な葬礼を手本として『服制』を公布し、儒教思想に基づく服喪制度を取り入れた。一七三二年、久米村出身の三司官蔡温は儒教道德を平易に編纂した『御教條』三十二カ条を平民の教科書として発布した。その内容は、君主と人民、士族の職分、農民の義務、孝道、夫婦・家庭・親族関係、冠婚葬祭などを規定し、国民道德と生活の規範としたものである。蔡温は薩摩の許す範囲内で、中国の思想や礼の制度を導入し、徹底的に儒教化政策を推し進めた。⁽²⁰⁾

つまり、十七世紀末から十八世紀初めにかけて、中国文化の受容が最盛期となり、このような「中国化」の風潮を背景として、一七三六年蔡文溥の『四本堂家礼』が登場するのである。以下、次章では『四本堂家礼』が編纂されるに至った当時の状況を、編纂者の蔡文溥及びその一族の蔡氏を軸として見ていきたい。

二、蔡文溥と『四本堂家礼』

1. 蔡氏一族と蔡文溥

先述したように『四本堂家礼』は、蔡文溥よって乾隆元年（一七三六）年に執筆された。²²⁾ それでは、この蔡文溥とはどのような人物だろうか。

蔡文溥の属する蔡氏は「閩人三十六姓」の一つ、十四世紀以前に福州から最初に琉球に渡来した由緒のある家柄とされる。蔡氏の始祖蔡崇は福建省泉州府南安県の人であり、宋の蔡襄の第六世孫であると言われる。蔡崇の活動・官職についての記録はないが、その息子が通事や長史に任命され、第三世も都通事や長史に任命された事が『久米村家譜』の記述に見える。²³⁾ このことから蔡氏一族が琉球と中国の交流において活躍したと考えられる。

一三九二年に始まつた官生制度は一四一三年に一旦中断された。しかし、八一年に再開されると、第四世の蔡賓が官生に選抜され、国子監へ留学した。その後、蔡廷美・蔡浩・蔡朝用・蔡燦・蔡常など蔡氏一族の子弟が引き続き国子監へ留学した。²⁴⁾

蔡氏一族は「太祖賜姓三十六、居首」と称され、久米村の勢力が衰退した十六世紀後半にも活躍²⁵⁾し、正議大夫（第六世の廷会・瀚、第七世の朝器）や紫金大夫（第九世の国器）などの久米村では高い地位の官職に任命され、久米村で最も権勢を誇った家柄であった。十七世紀末から十八世紀にかけて久米村での中国文化受容が最盛期を迎えると、蔡氏はすぐれた政治家、儒学者を輩出した。その代表的人物が蔡温と蔡文溥である。

蔡温（一六八一～一七六一）は、蔡崇の第十一代目の子孫で、『中山世譜』を編纂し、總理唐榮司（久米村の最高責任者）となつた蔡鐸（一六四四～一七二四）の次子である。二十七歳の時存留通事として福州に渡り、公務の暇に風水を学び、また隱士から実用の学問をも伝授された。帰國後、一七八年に三司官（宰相）に昇進し、中国の思想や礼の制度を導入し、儒教的世界觀によって琉球を教化した。²⁶⁾

蔡文溥（一六七一～一七四五）は、蔡氏一門の小宗具志家で生まれた。具志頭家の蔡温と同世代であり、彼より十一才年上である。蔡文溥の祖父国器（一六三三～一七〇一）は、通事・正議大夫を歴任し、總理唐榮司となつた。父親応瑞（一六五一～一七〇七）は、五年間福建省に滞在し、風水を学した。

学習した。帰国後、講解師、都通事などを歴任して正議大夫になった。

蔡文溥は、このような家庭に生まれており、程度の高い漢文の教養と儀礼の素養を備えていたと考えられる。康熙二十六（一六八七）年清代第一回目の官生として国子監に留学し、帰国後五年間講解師と訓詁師（久米村の学校の儒学教師）を務めた。その後国王・王子・王孫に四書・詩經・唐詩などを進講したが、病弱のため三十四歳で隠居した。隠居後数十年の家居の期間に、家譜を重修し、『四本堂集』（『四本堂詩文集』ともいう）、『四本堂家礼』などの著作を著わし、五十歳の時に紫金大夫の地位に上っている。⁽²⁶⁾

『四本堂詩文集』は、「四本堂文集」と「四本堂詩集」の二つの部分から構成され、常州府江陰県事葉紹芳、翰林院庶吉士劉敬與、王登（福州における蔡温の先生）、徐葆光（冊封副使であった）などが序文を撰し、蔡文溥は徐葆光から「中山第一の才」と称されている。その編纂の時期は雍正年間であると推測でき、潘相の『琉球入学見聞録』にも紹介されている。「四本堂文集」には、「同樂苑序應令」や「中山學校序」などが収められ、「四本堂詩集」には、中国での生活の感想、文人との交流などが記されている。彼の詩は、清

の勅選詩集である『皇清詩選』、琉球の代表的な詩集である『中山詩文集』に収録されている。

康熙五十四（一七一五）年の「中山学校序」は、首里に寄付を募って学堂を建立したことを記念したもので、修身、治国の才能ある者が勉学に励んで国家の用に役立つことを奨励したものである。雍正一（一七二四）年の「同樂苑序應令」は、王府の別邸である同樂苑修復が、儒学の理念に則って行われたことを述べたものである。いずれも儒学の理念に依拠したもので、ここに、蔡文溥の思想的な立場をみることができる。

2. 蔡文溥と『四本堂家礼』

『四本堂家礼』（『蔡家家憲』ともいう）を作成した時、蔡文溥は六十五才であった。蔡文溥の堂号が四本堂であるため、『四本堂家礼』とも称される。その内容は蔡氏の家（具志家）で行なわれていた諸礼式、年中行事や習慣などをまとめたものである。

一七二五年に尚敬王は『服制』を公布し、身分制に基づいた葬礼の規模を規定している。⁽²⁷⁾ この『服制』は『四本堂家礼』が作成された翌年の一七三六年に宰相蔡温によって改正され

て改めて公布された。改訂版『服制』は『四本堂家礼』と共に通した箇所があり、位牌に関する同様の規定もみえる。例えば、父母（家の直系の人物）の死後、新しい位牌を仏壇に置き、四十九日まで祭るということは両者がほとんど一致している⁽³²⁾。蔡文溥と蔡温は同族で世代も近く、『四本堂家礼』の作成と『服制』の改正とは深い関連があったと思われる。つまり、王府が礼制を整備することに対応して久米村でも家の礼を整備したと考えられる。

一方、久米村は、純粹な華人社会ではなく、琉球の習俗にかなり同化していた。例えば、葬儀については、儒式と琉球の習俗であった仏式のどちらであるのかというような議論があつた。『球陽』によれば、久米村の葬儀は、從来中国式で行われていたが、近世になると、仏式の葬式をも採用するようになつたという。康熙五十二（一七一三）年には儒式の葬儀を挙行した例があるが、康熙五十八（一七一九）年には再び仏式の葬儀へと戻っている。久米村の紫金大夫鄭弘良は中國の儒式の葬礼・祭礼を行う願いを琉球王府に提出し、許可を得た。そして鄭弘良夫婦が雍正七、八（一七二九、三〇）年にそれぞれ逝去した時には、儒式で葬儀が執り行われた⁽³³⁾。その後、久米村の一部分の家から儒式の葬儀では充分な祭物

の品が用意できず、繁瑣であるため、琉球式にしたいという訴えが起つた。これに対して一七三一年に、蔡文溥を含めた七人は、儒学の道を尊び、先祖の家法を忘れないために中国の儒家の葬礼・祭礼を行うべきであると主張し、久米村では儒式の葬儀を執り行いたいと願い出した。しかし、最終的には、首里王府は、久米村士族はもう琉球の臣下になつて長い理由から琉球式にするように命令した⁽³⁴⁾。こうしたことでも、蔡文溥が久米村独自の家礼を作ろうとした原因となつたのではないかと考えられる。このような王府の動向、久米村の変化といった歴史的事情を背景にして、蔡文溥は『四本堂家礼』を作成した。蔡文溥は儒学者であつて、自ら学んだ朱子学に依拠し、『朱子家礼』をその参考としたのである。

さて、『四本堂家礼』は、沖縄県の全域から発見されており、首里、久米島、石垣島などにおいてもかなりの数の写本が流布していたようである。要するに、『四本堂家礼』は蔡氏一門の家憲としてだけでなく、久米島や八重山島まで広く伝播しており、琉球の士族、または指導的な立場にいる地方の役人に受容され、広く深く影響を与えたといえよう。

蔡文溥の『四本堂家礼』からおよそ一世紀半後、同じく久米村の鄭為基（一八二三～一八八六？）によって『嘉徳堂規

模帳』が編纂された。彼もまた久米村に生まれ、福州に留学している。堂号を「嘉徳堂」とい、自ら編纂した鄭家の家礼を『嘉徳堂規模帳』と題した。『嘉徳堂規模帳』は『四本堂家礼』を手本にして作成したものである。しかし、鄭為基は単純に『四本堂家礼』を写しただけではない。独自性も多く見られ、自らの家の慣行に合わないものはそれを削り、あるいは新しく文を補い、章を立てるなどしている。⁽³⁶⁾ このように『四本堂家礼』は沖縄各地に広がり、さらには近世末期まで影響を与えたのである。

それでは『四本堂家礼』は『朱子家礼』にどのように「依拠」したのだろうか、既に述べたように、このことは、また、琉球がどのように中国文化を受容したのかという問題にもつながるのである。次に、この『四本堂家礼』と『朱子家礼』との関係をみてゆきたい。

三、家礼の受容

1. 『四本堂家礼』と『朱子家礼』の比較

『四本堂家礼』が『朱子家礼』を参考にしながら執筆されたことは、著者の蔡文溥自身が述べていることである。⁽³⁷⁾ それ

では、蔡文溥は『朱子家礼』にどのような形で依拠したのだろうか。言い換えれば、蔡文溥はどのように中国文化と琉球文化とを折衷させたのだろうか。この問題を『四本堂家礼』と『朱子家礼』とを比較することによって考察してみたい。特に、祖先祭祀と位牌の形式に注目し、中国文化の琉球への受容を考察する。

さて、『朱子家礼』の作者については議論があるが⁽³⁸⁾、朱熹が死⁽³⁹⁾した後すぐ出版され、その後多くの人々が注釈を付けた。明代になると、丘濬が『文公家礼儀節』を編纂し、諸儀礼をさらにマニュアル化した。これは一般家庭においても生活の規範にできるものとなつてるので、大きな影響を与えた。⁽⁴⁰⁾ 『朱子家礼』は広く流布したため、多数の版本があるが、大きく分ければ、朱子の原本の系統と明代の丘濬注釈の系統の二種類に分けられる。⁽⁴¹⁾ さらに、朝鮮、日本でも『朱子家礼』が翻刻されている。⁽⁴²⁾ 蔡文溥の時期に、琉球にどの版本が伝わったかは不明だが、『四本堂家礼』には明らかに丘濬の儀節を参照したと思われる記述があるので、丘濬本の系統だったと考えられる。最近、久米島の興世永家から丘濬本の系統の『朱子家礼八卷首一卷』の残巻が発見された。この興世永家の『朱子家礼』がいつ伝わったのは不明だが、比較検討に際

してこの版本を用いることにする。⁽⁴²⁾

『四本堂家礼』の構成は、「通礼」「冠礼」「婚礼」「葬礼」「喪礼」「祭礼」「雜錄」の七部に分かれており、『朱子家礼』は「通礼」「冠礼」「婚礼」「喪礼」「喪葬」「虞祭」「祭礼」「家礼雜儀」の八部に分かれている。『四本堂家礼』と『朱子家礼』の構成を比較すると、両者は大枠ではほとんど同じであるが、内容については異同がある。例えば、『朱子家礼』の「喪礼」「喪葬」「虞祭」が、『四本堂家礼』では「葬礼」「喪禮」に変わり、同様に「家礼雜儀」が「雜錄」に変わっている。

「通礼」については、『四本堂家礼』によれば先祖の祭り、子供の出産、成人式、結婚式、老人の誕生日を祝う時には、家長は必ず家族を連れて先祖に報告し祭祀するところである。この点は『朱子家礼』と共通する。また、「冠礼」では女性の成年式を省略しているが、男子の「冠礼」に関する記載の他に琉球に特有な「若秀才」になる儀式が添えられている。「雜錄」の一部分は『朱子家礼』の「家礼雜儀」を引用している。このように、『四本堂家礼』は基本的な構成では『朱子家礼』を踏まえながらも、具体的な儀礼ではかなり琉球の方式を取り入れていることが予想される。この点について、『四

本堂家礼』の「葬礼」「喪礼」と『朱子家礼』の「喪礼」「喪葬」「虞祭」との比較を通してもう少し詳しく検討してみたい。以下、両者にみえる「葬礼」と「喪礼」の順序と日程について、その概略をまとめて表にした。なお、史料にある木主・神主という用語は「位牌」と表記する。

表にあるように、『四本堂家礼』の「葬礼」「喪礼」と『朱子家礼』の「喪礼」「喪葬」「虞祭」とは、葬儀の順序も日程も大きく違っている。

まず、葬礼についてみてみよう。『朱子家礼』では、「初終」「小斂」「大斂」という順序を経て、三ヵ月後に墓に葬る。これに対して『四本堂家礼』では、この過程をすべて一、両日で終えて、おそらく翌日までには墓に葬るのである。

また、喪礼の日程も大きく異なっている。『四本堂家礼』では、七日、十四日、二十一日、三十五日、四十九日、百ヶ日、三年に死者の祭りを行い、さらに僧侶を招して読經する。これは基本的には仏式である。服喪期間の三年間については、『四本堂家礼』では、「礼記」を引用して説明しているが、これも本来は仏式の観念に基づくのである。⁽⁴³⁾『朱子家礼』の喪の儀礼は、葬儀までの三ヵ月間、三ヵ月以後の「虞祭」「卒哭」「祔」、十三ヵ月後の「小祥」、二十五ヵ月後の「大祥」

| 『四本堂家礼』 | 『朱子家礼』 |
|--|---|
| <p>荼毘（※）之事（葬式）</p> <p>一日 〈死去〉 哭泣。</p> <p>〈死者の安置〉 遺骸を整えて中央の部屋（二番座）に安置する。</p> <p>〈神棚の準備〉 神棚は中央の部屋にある祖先の位牌を祭る棚。この神棚に位牌（桑主）を置き、他の祖先の位牌を別の所に移す。</p> <p>〈葬送の準備〉 葬儀の係りの依頼、葬送の道具等の準備、僧侶の手配等。</p> <p>〈墓の準備〉 墓に棺を葬るため、墓の内部の祖先の遺骨や厨子瓶（遺骨を入れる瓶）を整理する。</p> | <p>喪礼</p> <p>一日 〈初終〉 ①哭、復（魂を呼び返す儀式）。 ②喪主や葬儀の係りを決め、喪葬の道具を準備し、親戚、僚友に通知する。 〈沐浴・襲・奠・為位・飯含〉 遺骸を整えて、堂に移す。 〈靈座・魂帛・銘旌〉 灵座を整える。 二日 〈小斂〉 遺骸の装束を改める。</p> <p>三日 〈大斂〉 遺骸を棺に収める。</p> <p>四日 〈成服〉 哀服を身につける。</p> <p>喪葬</p> <p>三ヵ月間 〈朝夕哭奠・上食〉 朝夕、靈座の前に奠し（供物をする）、食事を奉じ、哭す。 〈弔・奠・賻〉弔問の儀礼。 〈聞喪・奔喪〉遠方にいた子弟が父母の死を知った場合。 〈治喪〉墓を造り、喪の準備する。</p> |
| <p>葬送</p> <p>棺を二番座の裏部屋に移し、龕（棺を運ぶ輿）に入れて、墓に運び、棺を墓に葬むる。</p> | <p>三ヵ月後 〈遷柩・朝祖・奠・舘・陳器・祖奠〉 棺が家から出発するための儀礼を行い、柩を庁事に安置する。 〈遣輿〉葬送のため柩を輿に乗せる儀礼。 〈發引〉葬送に出発する。 〈及墓・下棺・祠后土・題木主・成墳〉墓に柩を葬むる。 發引の前に「木主」（位牌）を書いて、靈座に置き、柩とともに車に乗せる。 〈反哭〉葬送から戻って、位牌を靈座に置く。</p> |
| <p>〈七日、十四日、二十一日〉 七日毎に僧侶を招いて読経する。</p> <p>〈三十五日〉 僧侶の人数を増やして読経する。</p> <p>〈四十九日間〉 孫子は毎日桑主を拝み、お墓に詣でる。この間に、「栗主」（櫻木で作った位牌）と位牌を入れる櫻を用意する。</p> <p>〈四十九日〉 僧侶を招いて読経する。</p> <p>桑主を焼いて、その灰を壺に入れて墓所の隅に埋める。</p> <p>〈五十日〉 灵前に祭が済んだことを報告し、栗主を櫻に収める。</p> <p>五十日間は殺生を禁じ、夫婦は寝室を別にし、仕事をしない。</p> <p>〈百ヶ日〉 三十五日と同格の祭を行う。</p> <p>〈三年間〉 每月の忌日にお墓に詣でる。慶事（冠婚など）を控える。</p> <p>〈三年忌〉 三年忌が済めば、 ①高祖父母の位牌を取り除き、曾・祖・考の位牌を高・曾・祖・考に書き換える。 ②高祖の位牌を洗い、墓の傍らに埋める。</p> <p>〈五年後〉 洗骨の儀礼を行う。</p> | <p>喪虞</p> <p>埋葬日 〈虞祭〉位牌を祭る（一回目）。</p> <p>柔日（最初の乙丁己辛癸の日） 〈虞祭〉（二回目）。</p> <p>剛日（最初の甲丙戊庚壬の日） 〈虞祭〉（三回目）。</p> <p>虞祭の後の最初の剛日 〈卒哭〉位牌を祭る（虞祭と同様にする）。</p> <p>翌日 〈祔〉新しい位牌を先に亡くなった考（妣）の位牌に配する礼儀。新しい位牌は靈座に戻して祭る。</p> <p>十三ヵ月後 〈小祥〉初忌。卒哭の儀礼と同様にする。</p> <p>二十五ヵ月後 〈大祥〉第二忌 ①「改題」の儀礼を行う。曾・祖・考の位牌の頭文字を高・曾・祖に改め、新しい位牌と一緒に祠堂に収める。 ②先の高祖の位牌を墓の傍らに埋める。</p> <p>二十七ヵ月後 〈禫〉服喪を終える。</p> |

※『四本堂家礼』の荼毘は葬儀を指す。一般にいう火葬ではないことに注意。

二十七カ月後の「禫」という段階を経ていて。この他、『四本堂家礼』の洗骨は、『朱子家礼』にみえず、琉球の習俗によるものである。

要するに『四本堂家礼』の葬礼・喪礼は、琉球の仏式が基本である。しかしこうした基本的な違いにもかかわらず、『四本堂家礼』は明らかに『朱子家礼』に依拠していると思われる。

続いて葬式の準備について見てみよう。『朱子家礼』では、まず、喪主・主婦及び葬儀の係りを決めて、葬具や棺を準備して、親戚・僚友に知らせ、次に、遺骸を整えて堂の中に置き、遺骸の頭を南に向ける。『四本堂家礼』では、遺骸を整えて（髪をそり、洗澡し、爪を切り、新しい衣裳を着けさせなど）、中央の部屋（二番座）に南向きに安置する。その後、葬儀の責任者を決め、葬送の道具などを準備して、親戚に通知する。このような葬式の準備の手順においては、『朱子家礼』の記述を踏まえながら、琉球の慣行をまとめていると思われる。

また、『朱子家礼』では、死去から葬儀までの三ヵ月間、「朝夕哭奠・上食」の儀礼を執り行うように定めている。『四本堂家礼』もまた、死去・葬儀後の四十九日間、「朝夕之奠」

と御茶・御酒・御盆を用意して、朝夕に主婦（亡父の妻、又は喪主の妻）は白い衣裳でこれらの供物を供えて、孝子（後継ぎ）も白衣で焼香するようにいう。両者は三ヵ月と四十九日というように喪の期間が異なっているが、蔡文溥はこの「朝夕之奠」について、『朱子家礼』の注記にみえる解釈をそのまま翻訳・引用して説明している⁽⁴⁴⁾。また、儀礼の手順も『朱子家礼』のそれと類似している。『四本堂家礼』の「朝夕之奠」の儀礼はあるいは本来仏教の慣行であつた可能性もあるが、『朱子家礼』を踏まえて説明しているのである。

さて、すでに達徳忠・平敷令治両氏が指摘しているように、『四本堂家礼』は『朱子家礼』にみえる四代の位牌の祭祀を参考とし、位牌の形式をそのまま取り入れていた。その意味で位牌の受容は大きな意味を持つ。ただし、蔡文溥は四代の位牌の祭祀や位牌の形式だけでなく、位牌をめぐる儀礼もまたかなりの部分を『朱子家礼』に拠っている。次に、この点を詳しくみてゆきたい。

2. 中国風の位牌の受容について

(1) 「硯屏」から「唐位牌」へ

『四本堂家礼』においては、「位牌」をしばしば「神主」

や「木主」と記し、諸儀式の最も重要な祭祀の対象とした。

その由來については「通礼」の冒頭の「唐位牌仕立之事」に見える。それによれば、蔡文溥の家では從来、「硯屏」に祖先とその子孫の男女の位牌をすべて一緒に安置し、祭祀などを行ってきた。しかしいずれその数が多くなって満杯になつてしまふので、「文公家礼」を参照して「唐位牌」を仕立て、高・曾・祖・考の四代の祭祀に限ることにしたという。⁽⁴⁵⁾

「硯屏」とは、幅数センチの小位牌を上下二段にわけてはめ込む方式のものである。上は夫、下は妻となつていて。琉球では一七三三年に国王の位牌がこの「硯屏」に変更されたとあり、おそらくもともと中国から入ってきたものが、この頃から琉球の王府にまで広がつたらしい。⁽⁴⁶⁾ だが、蔡文溥はこの方式をやめて唐位牌へと変更した。この唐位牌がどうのようなものかを、次に説明する。

(2) 位牌の書き方

『朱子家礼』「通礼」の「通礼図式考」には、位牌について以下のような図がみえる。「神主尺式」「神主全式」「神主分式」「座按蓋式」「藏主檻式」である。⁽⁴⁷⁾ 蔡文溥はその中の「神主尺式」「神主全式」「神主分式」の図と説明をそのまま

引用している。⁽⁴⁸⁾

位牌の書き方については、『朱子家礼』に凡例が示されているが、『四本堂家礼』はそれを基本として、琉球式のものを考察している。

『四本堂家礼』は位牌の「粉面」（位牌の板の表側）について、中國では故人が官僚であれば粉面には必ず「封謚」（爵および謚）を書くが、琉球には「封謚」がないのでその替わりに「琉名」を書くようにいう。『朱子家礼』には粉面に「封謚」を書くという記事はみえず、「陷中」（位牌の内側）に「爵・姓・名・行」を書くとある。粉面に「封謚」を書くのは、あるいは蔡文溥の時代に中國の特定の地域で實際に行われていた方式かもしれない。「琉名」を書くのは蔡氏が親雲上の位階に就き、さらに某地の地頭職を受けられた（もしくは世襲した）場合、「蔡公某親雲上」と称することを指すのであるう。この「親雲上（ペーチン）」は、琉球王府から官僚となつた者に与える位階の一つであり、最高位の「親方」と次の位の「親雲上」には地頭職が授けられる。また『朱子家礼』の「無官の者は生存中の称するところを号とする」という記述に基づき、官僚にならなかつた者はこの規定にのつとるという。⁽⁴⁹⁾ つまり『朱子家礼』の粉面は「顯考某官府君神

主」、『四本堂家礼』の粉面は「顯考某官蔡公某親雲上（某号）府君神主」とするのである。

また、「陥中」（位牌の板の内側）には、「朱子家礼」では「宋故某官某公諱某字某行幾神主」とあり⁽⁵³⁾、『四本堂家礼』では

は「清故某官蔡公諱某字某神主」と書き記し、「行幾」は省略されている。故人の時代の国号が大清であれば「清」、大明であれば「明」にかえて書くように述べている。⁽⁵⁴⁾母の場合には、陥中に「清故某氏諱某字某神主」、粉面には「顯妣某安屋某法名某氏孺人神主」と書く。「法名」とは臨濟僧からつけてもらったものであり、琉球の仏式である。⁽⁵⁵⁾

（3）位牌の変更について

①新たに亡くなつた父母の位牌の作り方——「題主」

『朱子家礼』によれば死者は三ヵ月後に墓に葬る。⁽⁵⁶⁾葬送が出発する〔發引〕前に「題（木）主」という儀式を行い、位牌を書いておく。執事者は靈座の前に卓を設けて左に向ぎ、右に筆、硯、墨を置き、卓の上には洗い盆、手拭きを置く。主人は卓に向って拝礼して、「盥洗」（主人と書き手が手を洗う）、「出主」（箱を開けて、神主を出して、横に卓の上に置く）、「題主」（先ず陥中に書き、次に粉面に書く）、「祝奉主

置靈座」（神主を靈座に置く）などの儀式を行う。⁽⁵⁷⁾その後、神主を奉じて、葬列とともに進む。埋葬後に家に戻り、「反哭」（家に戻つて哭す）の儀礼を行い、神主を靈座に置いて哭す。

『四本堂家礼』では以下の通りである。死後、亡骸は一両日中には墓に葬る。亡骸を一番座（神棚のある中央の部屋）に移すとすぐに、位牌を用意して、神棚に置く。位牌には、父は「新故顯考某官某公某親雲上某号府君神主」、母は「新故顯妣某安屋某法名某氏孺人神主」と書く。この位牌は「桑主」といい、四十九日の間は神棚に置いて祭る。この時、神棚の高・曾・祖・考の神主は、別の所に置いておき、四十九日間は焼香などをしない。四十九日には、僧侶を招いて読経などをした後、桑主を焼き、その灰は壺に入れて墓所の隅に埋める。一方、四十九日までの間に、樅木（チャーギ）という堅い木で作った「栗主」と呼ばれる位牌を準備しておく。まず、書き手を依頼して、新しい墨と筆を用意する。書き手は手と口とを洗つてから丁寧に書き調える。この「栗主」には、先述した『朱子家礼』の方式で書き入れる。四十九日に「桑主」を焼いた後、この「栗主」を神棚に置いてまた読経するのである。⁽⁵⁸⁾

「桑主」と「栗主」について、『朱子家礼』によれば、「昔人が死亡⁽⁵⁵⁾すると、直後に桑の木で桑主をつくり、葬礼の後に栗の木の栗主にかえた。現在では埋葬する前に栗主を作り簡略化した。栗の木でなければ堅い木でもいい」と説明している。

『四本堂家礼』によれば、「桑は東方の木であり、生気が満ちており、子孫は親が死んだばかりなので生氣を受けようとして、桑を用いて位牌を作る。栗は西方の木で、死んだ人が西に帰るということから、桑主を（四十九日後に）栗主に変える」と定めている。

蔡文溥は、『朱子家礼』ではすでに簡略化されていた古い礼制による「桑主」を復活させて、四十九日間はそれを祭り、それ以降は「栗主」を祭るようにした。つまり、『朱子家礼』では題主（新しい位牌を作成する）は三ヶ月後の葬儀の時に行われるのに対し、『四本堂家礼』ではすぐに葬儀を行うので、棺の替わりに「桑主」を置いて四十九日間奉養する。「栗主」は四十九日内に用意して、四十九日間の服喪を過ぎると祭るのである。四十九日間は桑の木の生氣を受けるという観念もあったと思われるが、要するに『四本堂家礼』は位牌を二段階にわけて作成し、『朱子家礼』が省略している古い礼「桑主」を復活させることにより、琉球式の葬儀と『朱

子家礼』の「題主」の期日との矛盾を解決しようとしたのではないだろうか。

②位牌の書き換えについて

父母が死んで世代が変わった場合には、祭られる先祖の位牌も変更せねばならない。『朱子家礼』によれば、死去して十三ヵ月後に「小祥」（初忌）を経て、二十五ヵ月後に「大祥」（第一忌）を営む。大祥の前日から儀礼の準備を進め、当日、祠堂の前面の東に別に一卓を設け、きれいな水・粉を入れる杯・はけ・筆と硯を上に置く。家長が拝礼した後、主婦も拝礼し、「請主」（家長が先祖の位牌を卓の上に置き、執事者が改めるべき文字を洗い流して、粉を塗り、乾くのを待って、近親が紙で位牌を包んで暫く卓の上に置くこと）、「題主」（書の上手な人に依頼して、曾祖考妣を高祖考妣にかえ、祖考妣を曾祖考妣にかえ、考妣を祖考妣にかえること）、「遷主」（新しく書き直した高祖考妣の位牌を家長が祠堂の一一番西に置き、その次に曾祖考妣と祖考妣の位牌を置き、祠堂の一一番東側を空けて新しい神主を待つこと）などの儀式を行う。翌日に、新しい神主を奉じて祠堂に入り、位牌を壇に安置し拝礼して、靈座を取り除く。次に先の高祖考妣の位牌に告別の儀式を行ってから、この位牌を墓の側に埋める。⁽⁵⁶⁾

『四本堂家礼』によれば、父の三年忌を済んでから、吉日を選んで、「高祖」と「先妣」の神主を除き、曾祖考妣・祖考妣・考妣の位牌の変更儀式を行う。その日の前日に、焼香して（先祖に）この旨を報告して、拝礼する。当日に、硯を洗い、筆と墨の新しいものを卓の上に準備する。筆をとる人（位牌を書き直す人）は、きちんととした服装をして手を洗い、次のように位牌を書き直す。「曾祖考妣」は頭文字を改めて「高祖考妣」とし、「祖考妣」は同様に「曾祖考妣」とし、「考妣」も同様に「祖考妣」とする。書き終われば、檻の中に安置し、神棚に戻し、焼香して拝む。続いて靈前に種々の供物を供え、出家衆（僧侶たち）が読経する。高祖の位牌を焚き、頭文字を改めた位牌の「開眼経」が済んだら、子孫もみな拝む。次に家中の女性が焼香して拝んだら、（靈前の）お膳を下げる。ただし、神主を洗浄した水は新しい壺に入れておく。翌日、焚いた神主の灰もその壺中に入れて、墓の傍らの乾いたきれいな土の中埋めて、子孫はみな拝んで帰る。⁽⁶⁾ このように新しい位牌を書く時や位牌を書き換える時の儀式の手順は『四本堂家礼』と『朱子家礼』とはほぼ同じである。

蔡文溥は、位牌の変更の儀式の日時を『朱子家礼』にあるような葬式から二十五ヶ月後ではなく、父の忌三年が済んだ

後の吉日としている。この儀式の過程では、お供え物や道具、参拝儀式などが朱子説より簡略化された。祭文を読まずに、僧侶を招いてお経を読ませることは完全に仏式である。また位牌を焚かずに、位牌の頭文字を「高祖」から「先祖」にかえて脇神棚に置き、三十三年忌が済んだら即刻取り除いて焼くように定めている。⁽⁶⁾ この三十三年忌の規定は『朱子家礼』にはみえず、おそらく仏式の影響を受けたと考えられる。

以上『四本堂家礼』の位牌の形式と儀礼についてみてきた。『四本堂家礼』と『朱子家礼』とでは葬礼の形式が全く異っているが、蔡文溥は位牌の形式や儀礼については『朱子家礼』に依拠しながらさまざまな工夫を加えているのである。

おわりに

従来、日本における中国文化の受容と経路については、多くが日本本土と中国とのそれが研究の中心になってきた。しかし、琉球は特に明代以来中国と深い関係をもち、冊封体制の下で東南アジア、朝鮮、日本本土と交易していた。その活動を背景にして中国文化の影響を受け、『朱子家礼』という

書物を通じて中国の礼の思想を受容し、『四本堂家礼』を作ったのである。

『四本堂家礼』の構成・主な内容などは明らかに『朱子家礼』を参照したものである。例えば、両者とも家族生活の中で必ず遵守すべき基本的な礼・規範など教える実用書の性格をもっている。またその基本構成はともに冠婚葬祭を含めた日常生活の礼儀を編纂したものである。しかし『四本堂家礼』は単に儒家の儀礼を受け入れただけではなく、日本本土と琉球の習慣もともに受け入れた。諸儀礼のうち「葬礼」を例としてとりあげれば、『四本堂家礼』にみえる僧侶を招いて仏經を読むこと、七日、十四日、二十一日、三十五日、四十九日、百ヶ日などというような喪の期間などは、ほとんど琉球の仏式に基づいている。しかし位牌の形式は『朱子家礼』そのまま取り入れて工夫を加えている。さらに葬礼、喪礼における位牌に関する儀礼についても、期日などを変更するなどの修正を加えながらも基本的には『朱子家礼』をかなりの部分で踏襲しているのである。

本稿が試みたような『朱子家礼』の『四本堂家礼』への受容と変容に注目して、沖縄の習俗・行事・諸礼儀など文化の構造を把握することは、日本と中国の文化交流の研究においても重要な意味をもつと考えられる。

『朱子家礼』と『四本堂家礼』の比較考察の更なる深化、あるいは『四本堂家礼』と『嘉徳堂規模帳』を通じて百五十年間の琉球における諸礼儀・行事・信仰など習俗の変化を分析することは、今後の研究課題としたい。

註

(1) 東景南『朱子大伝』(福建教育出版社、一九九一年)「尾声」。

丸山眞男『日本政治思想史研究』(東京大学出版会、一九八三年)。阿部吉雄『日本朱子学と朝鮮』(東京大学出版会、一九六年)。

五年)。

(2) 牧野巽『東洋の族制と朱子家礼』『近世中国宗族研究』(『牧野巽著作集』第三巻、お茶の水書房、一九八〇年)。

(3) 渡辺浩『徳川前期における宋学の位置』『近世日本社会と宋学』(東京大学出版会、一九八五年)。

(4) 阿部吉雄『文公家礼について』服部先生古稀祝賀記念論文集刊行会『服部先生古稀祝賀記念論文集』(富山房、一九三六年)。

(5) 小川徹『近世沖縄の民俗史』(弘文堂、一九八七年)第三部『近世沖縄文化の民俗史』。

(6) 廣徳忠『四本堂家礼』に見える沖縄の中国的習俗』(『東方学』五一、一九七六年。廣徳忠『中国の習俗と『四本堂家礼』』『南島史学』七、一九七五年。廣徳忠『四本堂家礼』にみえる天妃信仰』『社会と伝承』十四一四、一九七五年。廣徳忠『中国

文化と南島』(『南島文化叢書』一、第一書房、一九九五年訂正二版)。

(7) 平敷令治『沖縄の祭祀と信仰』(第一書房、一九九〇年)。

(8) 宮城栄昌『琉球の歴史』(『日本歴史叢書(新装版)』三五、吉川出版社、一九九六年) 第一「序説」。

(9) 赤領誠紀『大航海時代の琉球』(沖縄タイムス社、一九八八年)。

(10) 劉惠孫「中国与琉球交往的開始遠在明代以前」『福建師範大學學報(哲學社會科學版)』一、一九八七年。

(11) 琉球側の記録によれば、「閩人三十六姓」とは明太祖が琉球に臣下として賜わった福建人であるという。しかし、近年の研究によれば、この「閩人三十六姓」説は、明中期になって明朝が移民の事実を黙認したものであり、「私」的海外移民を「公」的派遣へと転換させることによって、久米村の歴史の「神話」的な正統性を保証しようとする観念である。この説については、田名真之「古琉球の久米村」『新琉球史・古琉球編』(琉球新報社、一九九一年)、田名真之「近世久米村の成立と展開」『新琉球史・近世編(上)』(琉球新報社、一九八九年)、真栄平房昭「対外関係における華僑と國家——琉球の閩人三十八姓をめぐつて」荒野泰典等編『アジアのなかの日本史III 海上の道』(東京大学出版社、一九九二年)、東恩納寛惇「三十六姓移民の渡来」『東恩納寛惇全集』第三集(第一書房、一九七九年) 参照。

また、三十六姓移民の役割については以下の研究を参照。謝必震「略論明代閩人移居琉球的作用」『海交史研究』十、一九八六年。安里延『日本南方發展史——沖縄海洋發展史』

(三省堂、一九三一年)。高瀬恭子「明代琉球国の『久米村人』の勢力について——『歷代宝案』による」『南島史学会編『南島——その歴史と文化』第五卷(第一書局、一九八五年)。

(12) 『太祖實錄』洪武二十五年五月癸未の条に、「琉球國中山王察度及其子武寧、遣其使渥周結致等、各進表箋・貢馬、察度又遣從子曰孜每・潤八馬塞官子・仁悅慈、入國學讀書。上命各賜衣巾靴襪並夏衣一襲鈔五錠。」とある。

(13) 豊見山和行「統一王国形成期の対外関係」『新琉球史・古琉球編』(琉球新報社、一九九一年)。

(14) 安岡昭男「明清時代外藩教化の一斑」林友春『近世中國教育史研究——その文教政策と庶民教育』(國土社、一九五八年)。

仲原善忠「官生小史——中国派遣の琉球留学生の概観」『仲原善忠全集』第一集(沖縄タイムス社、一九六九年)。

秦國經「清代國子監の琉球官学について」『第一回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム研討会論文集』(沖縄県立図書館、一九九三年)。

楊冬荃「明代國子監琉球官生考」『第六屆中琉歷史關係學術研討會論文(未刊行)』(北京、一九九六年)。

喜舎場一隆「琉球國の官生について」『米原正義先生古稀記念論文集戰國織

豊期の政治と文化』(続群書類從完成会、一九九三年)。

徐恭生「中国における琉球人留学生」徐恭生著、西里喜行・上里賢一訳『中國・琉球交流史』(ひるぎ社、一九九一年)。

深澤秋人「清代における琉球使節の再検討——渡唐役人としての勤学者を中心」前掲『第六屆中琉歷史關係學術研討會論文(未刊行)』。

(15) 「琉球薩摩往復文書案」四十一「島津龍伯より中山王へ、日華通好の媒を務むべき事」(那霸市企画部市史編集室『那霸市史 資料編』、一九七〇年) 第一巻一、十六頁。野口鐵郎『中

- 国と琉球』（開明書院、一九七七年）一六五〇一七二頁、二二〇～二二一頁。宮田俊彦『康熙・乾隆年間における琉球の清朝への朝貢貿易』『琉球・清国交易史――二集『歴代宝案』の研究』（『南島文化叢書』七、第一書房、一九八四年）。
- (16) 高島壯英「明代における久米村の衰退と振興について」『第一届中琉関係国際學術會議論文集』（台北国学文献館、一九八七年）。前掲(11)田名真之「近世久米村の成立と展開」。
- (17) 宮田俊彦「蔡温の外交」前掲(15)『琉球・清国交易史』所収。
- (18) 東恩納寛惇「六諭衍義伝」『東恩納寛惇全集』第八集（第一書房、一九八一年）。沖縄県立図書館『程氏本六諭衍義』（『沖縄県立図書館資料叢書』、一九七八年）。
- (19) 程順則「廟學紀略」那覇市企画部市史編集室『那覇市史家譜資料二（下）』（一九八〇年）「資料編」第一卷六「家譜資料」、五五二～五五三頁。以下『那覇市史家譜資料一』久米村系は『久米村家譜』と略称する。
- (20) 沖縄県立図書館史料編集室『沖縄県史料（前近代6）首里王府仕置2』（一九八九年）『服制』。
- (21) 伊波普猷・眞境名安興『沖縄史の五人』（琉球新報社、一九七四年。原題は『琉球の五偉人』小沢書店、大正五年刊）「蔡温」。崎濱秀明『蔡温全集』（本邦書籍、一九八四年）。前掲(17)宮田俊彦「蔡温の外交」。前掲(21)宮城栄昌「王国時代の沖縄」、伊波普猷・眞境名安興「蔡温」。『久米村家譜』三六五、三六七頁。
- (22) 前掲(5)小川徹「近世沖縄文化の民俗史」。沖縄県教育委員会『四本堂家礼』（影印本、一九八一年）。
- (23) 『久米村家譜』一四六～一四九頁。
- (24) 『久米村家譜』一五〇、二五四～二五七、二九七頁。清・潘相『琉球入學見聞錄』『官生』。前掲(14)仲原善忠「官生小史」徐恭生「中国における琉球人留学生」。
- (25) 『久米村家譜』二三五頁。
- (26) 明・夏子陽の『使琉球錄』には、「余聞諸琉球昔遣陪臣之子進監者、率皆三十六姓。今諸姓凋謝、僅存蔡、鄭、林、程、梁、金六家、而族不甚蕃。」とある。清・周煌の『琉球國志略』には「今所存者七姓、然毛、阮二姓又万曆間再賜者、実僅存金、梁、鄭、林、蔡五家。」とある。向象賢『中山世鑑』にも「其三十六姓凋シテ、今存者トハ、僅ニ蔡、鄭、林、梁、金ノ五家。」とある。
- (27) 崎濱秀明『蔡温全集』（本邦書籍、一九八四年）。前掲(17)宮田俊彦「蔡温の外交」。前掲(21)宮城栄昌「王国時代の沖縄」、伊波普猷・眞境名安興「蔡温」。『久米村家譜』三〇三～三〇九頁。
- (28) 『久米村家譜』三〇三～三〇九頁。
- (29) 沖縄県立図書館所蔵『四本堂詩文集』（写本）参照。
- (30) 前掲(24)潘相『書籍』、『官生』。
- (31) 前掲(20)『服制』。
- (32) 前掲(20)『服制』には、「家中正統人之内致死去候ハ、神壇正面新位牌直之、四十九日迄祭礼可行之候。」とある。『四本堂家礼』『葬礼』の「蔡温之事」に、「位牌書調候ハ、神棚ニ直し上、（中略）茶毬之次日ヨリ四拾九日迄、子孫男女共毎日桑主御拝（以下略）。」とある。
- (33) 『球陽』卷十一、「唐宋士臣素行中華祭葬之礼、至于近世改用釋僧之葬礼。康熙癸巳年仍行儒葬礼、己亥年亦為釋僧葬礼。是

り、少なくとも生前に着手していたと見る説に傾きつつある。

年之春、唐榮紫金大夫鄭弘良（大嶺親方基橋）請乞儒祭葬礼、幸蒙俞允。其夫婦雍正己酉庚戌之冬染病而卒、俱行其礼以為葬祭矣。」とある。

(34) 法政大学沖縄文化研究所『沖縄研究資料7 嘉徳堂規模帳』

(一九八六年)「葬礼」の「唐葬礼祭礼之由來之事」項。

(35) A、久米島眞志川西銘殿内蔵『四本堂家礼』、咸豐十年写本。

B、崎濱秀明氏は、奥野彦六郎氏所蔵写本とAの西銘本を比較した上で、一九七一年に『蔡家家憲』と題して刊行した（崎濱秀明『沖縄旧法制度史料集成』（油印本）第五巻）。C、久米島上江洲智元家蔵『四本堂家礼』、咸豐十年写本。内容はAの西銘本と全く同じ。D、首里博物館蔵『四本堂』、写本。一九五〇年に首里の桑江良慶氏から寄贈されたものである。次葉の真中に「四本堂 良止」とあり、良正本という。E、八重山島の石垣長夫家文書の中に『四本堂規範帳』二冊が発見された。これは光緒二年の写本であり、その内容は良正本『四本堂家礼』とほぼ同じである。上述の諸写本は、個別の字句に異同がある他は、ほとんど一致しており、原本に近いと考えられる（前掲(5) 小川徹『近世沖縄文化の民俗史』沖縄県教育委員会『四本堂家礼』参照）。なお、本稿では石垣市史編集委員会編『石垣市史 八重山史料集1 石垣家文書』（石垣市、一九九五年）に所収されているE本を翻刻した『四本堂家礼』を用いた。

京大学出版社、一九九六年）。

(39) 小島毅『家礼の構造』『中国近世における礼の言説』（東

上山春平「朱子の『家礼』と『儀礼經伝通解』」「上山春平著作集』第七巻（法藏館、一九九五年）。陳来「朱子『家礼』真偽考議」「北京大学学報（哲学社会科学版）』三、一九八九年。

(40) ①『宋本 簿圖集註文公家礼十卷』（宋朱熹撰、楊復附註、劉垓孫增註）②『元本 簿圖集註文公家礼十卷』（宋朱熹撰、楊復附註、劉垓孫增註、劉璋補註）③『宋本 家礼五卷附錄一卷』（宋朱熹撰、楊復附註、周復跋）④『朱子家礼八卷首一卷』（宋朱熹撰、丘濬注釈、康熙四十年重刊本）、⑤『重刻丘閣老校正朱文公家礼宗四卷』（宋朱熹原撰、明丘濬校正、万曆中牛山熊氏刊本）、⑥『朱文公家礼儀節八卷』（明丘濬撰、明楊廷筠校、明錢時刊）、⑦『朱文公家礼儀節八卷』（明丘濬撰、明畢懋康訂、明南京趙氏刊本）などの種類がある。『四庫全書』に

の版本を採用したものであろう。

(41) ①『家礼七卷附図一卷』（宋朱熹撰、楊復等註、朝鮮芸閣活字本）、②『家礼五卷附図一卷』（宋朱熹撰、日本浅見安正句讀、元禄十年江戸須原屋茂兵衛等刊本）、③『家礼五卷附図一卷』（宋朱熹撰、日本浅見安正校、寛政四年重刊本）、④『朱文公家禮儀節八卷』（宋朱熹原撰、明丘濬輯、江戸刊本）、⑤『家礼大全四卷』（闕名撰、明嘉靖四十一年、朝鮮谷城県刊）、⑥『家礼大全四卷』（闕名撰、明万曆三十一年、朝鮮川谷書院刊）など

(36) 前掲(34)「唐葬礼祭礼之由來之事」。

(37) 『四本堂家礼』には「家礼見合」、「接家礼神主制度」、「家礼相見得」などというような説明が數々所記入されている。

(38) 元明清にわたって、『朱子家礼』が朱熹の真作かどうかは一つの論争であったが、近年の研究は『家礼』が朱熹の作品である

の版本がある。『国立国会図書館漢籍目録』、『改訂』内閣文庫

漢籍分類目録』、『東京大学東洋文化研究所漢籍分類目録』。前

掲（4）阿部吉雄「文公家礼について」。前掲（2）牧野巽

「東洋の族制と朱子家礼」。

（42）與世永家に所蔵されていたのは、『朱子家礼』卷首一卷（紫

陽書院定本、光緒堂、康熙四十年重刊本）の残巻であり、同じ

もの全本は京都大学図書館に所蔵されている。

（43）『四本堂家礼』「喪礼」の「喪礼之事」には、「父母之喪三年

之間、宗廟之祭不仕由、礼記ニ有之候趣ハ、蓋喪ハ凶事ニテ專

愛以為主、祭ハ吉礼ニテ專慎を以為主。（以下略。）」とある。

（44）前掲（32）「荼毘之事」には、「朝夕之奠と申ハ、陰陽交接之

時、親を思ふ謂ニテ候、朝奠居上、及晚候得ハ夕奠居替、夕奠

ハ又翌朝之奠居替申事候、夏月酷暑之砌ハ致臭敗候故、御盆居

替、食頃有之候ハ、則徹可申候、此段家礼ニ相見得申事ニ候、

（以下略。）」とある。『朱子家礼』卷五「喪葬」の「朝夕哭奠・

上食」項には、「朝奠（朝夕奠者、謂陰陽交接之時、思其親也。）

朝奠將至、然後徹夕奠。夕奠將至、然後徹朝奠、各用卓子。若

暑月、恐其臭敗、則設饌、如食頃去之。（以下略。）」とある。

（45）『四本堂家礼』「通礼」の「唐位牌仕立之事」項に、「我等家、

從跡々先祖並子孫之位牌、男女共各硯屏一ツニ到安置祭祀等仕

來候、然共右通ニテハ先様位牌大分ニ相成、仕様無之積ニ存候

ニ付テ、此節文公家礼見合唐位牌仕立、高曾祖考四代之祭相究

候間、永代可相守候。」とある。ただし、琉球では家督と位牌

の継承はセットになっており、長男以外は分家する。従ってこの「四代」には四代の兄弟は含まない。

（46）平敷令治「祖先祭祀の諸相」（前掲（7）「沖縄の祖先祭祀」）。

（47）『朱子家礼』卷一「通礼」の「通礼圖式考」。

（48）『四本堂家礼』「通礼」の「位牌絵図之事」項。

（49）『朱子家礼』卷一「通礼」の「伊川神主式説」に「陷中以書

爵姓名行」とある。『四本堂家礼』「通礼」の「代替之時位牌

書様之事」項に、「神主之書様、於唐官人ハ粉面ニ必封説書申

候處、御當國ニハ封説無之故、其替とシテ私高宗祖考之神主琉

名書候儀ハ、琉名ハ根本、且某宗と見得安ク候、將亦家礼ニ、

無官之者ハ存生之時称る所を以為号、神主ニ可書由有之ニ付、

右ニ準し琉名書申候間、永代可相守候。」とある。『朱子家礼』

卷五「喪葬」の「題主」項に、「無官則以生所称為号、如父曰

顯考處士府君神主。」とある。

（50）前掲（47）「通礼圖式考」。

（51）前掲（49）「代替之時位牌書様之事」項に、「神主之陷中ニ故

之字相記候儀、大清之代ニテ候得ハ清故、大明ニテ候へハ明故

と申様ニ、其時代之国号を以何故と書可申候。」とある。

（52）平敷令治「祖先祭祀の諸相」（前掲（7）「沖縄の祖先祭祀」）

は、「琉球の位牌の銘には、法名、戒名、儒式の牌字、官職名、俗名の五類がみられる。三十六姓の間では、『朱子家礼』を參

照した儒式の牌字を書いていた。俗名は臨濟僧を招くことがで

きない農村地域でよくみられるものである。国王の場合は、原

則として戒名をつけずに、王名の下に「公」の尊称をつけてこ

れを法名と称していた」と指摘している。しかし、蔡文溥は、

儒式の牌字式をやめて、琉球の法名をつけると定めていた。

（53）前掲表參照。『朱子家礼』卷五「喪葬」の「治喪」項に、「三

月而葬、前期、擇地之可葬者、告啓期、擇日開塋域。」とある。

（54）『朱子家礼』卷五「喪葬」の「及墓・下棺・祠后土・題木主・

成墳」項。

(55) 前掲(49)「代替之時牌位書様之事」項。

(56) 『朱子家礼』卷五「喪葬」の「喪礼餘註」項に、「古者虞主用桑、将斂而後易之以栗、今于此便作栗主、以從簡便。或無栗、用

止用木之堅者。」とある。

(57) 前掲(32)「荼毘之事」に項に、「桑ハ東方之木ニテ候、東方ハ司生氣之方ニテ候故、為人子ハ親之新故ニ欲受生氣候テ桑を以位牌仕立申候、栗ハ西方之木ニテ候故、人死テ帰西之儀を以桑主之後ニ栗主仕立申事候。」とある。

(58) 前掲(56)「喪礼餘註」項によれば、「檳」とは、黒漆を塗り、一对の夫婦の位牌を収容できる箱であり、祠堂に置く。

(59) 『朱子家礼』卷六「喪虞」の「大祥」項。

(60) 前掲(49)「代替之時牌位書様之事」項。

(61) 『四本堂家礼』「通礼」の「四代祭之事」項には、「三十三年忌之弔不相濟砌ハ右通位牌書直し、脇神棚へ致安置、（中略）三十三年忌相濟次第即刻可除之候。」とある。

附

この論文を執筆するにあたり、恩師森正夫教授と龍谷大学都築晶子教授よりいただいた温かい御指導と御教示に対し、深い謝意を表します。

(とう ちんれい
名古屋大学大学院博士後期課程)